

ID: 1745

担当部署: こども福祉部 こども家庭室 ほいく課

処分の概要	特定地域型保育事業者の確認の変更		
法令名 根拠条項	子ども・子育て支援法 第44条		
法令番号	平成24年法律第65号		
【根拠条文】 (特定地域型保育事業者の確認の変更) 第44条 特定地域型保育事業者は、利用定員(第29条第1項の確認において定められた利用定員をいう。第46条第3項第1号を除き、以下この款において同じ。)を増加しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、当該特定地域型保育事業者に係る第29条第1項の確認の変更を申請することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日